## 〇福祉有償運送の登録に関する処理方針について (平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 141 号)

新	IB
平成18年9月15日国自旅第143号	平成18年9月15日国自旅第143号
一部改正 平成21年5月21日国自旅第 33号	一部改正 平成21年5月21日国自旅第 33号
一部改正 平成22年3月23日国自旅第262号	一部改正 平成22年3月23日国自旅第262号
一部改正 平成27年3月30日国自旅第352号	最終改正 平成27年3月30日国自旅第352号
最終改正 令和元年9月5日国自旅第122号	

平成18年5月に公布された道路運送法等の一部を改正する法律(平成18年法律第40号)が平成18年10月1日から施行されることとなるが、この改正は、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であると合意した場合に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客運送を可能とする登録制度を創設し、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ること等を目的とするものである。

本目的を踏まえ、福祉有償運送の登録に関する処理方針を別添のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本通達の発出に伴い、「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」(平成16年3月16日付け国自旅第240号)は廃止するものとする。

福祉有償運送の申請に対する処理方針

以下の方針の定めるところにより行うものとする。

- 1. 福祉有償運送について (略)
- 2. 登録の申請 (略)
- 3. 輸送の安全及び旅客の利便の確保 (略)

登録を受けた運送者が講じなければならない輸送の安全及び旅客の利便の確保措置については、以下の点に留意することとする。

(1) 運転者の要件(略)

平成18年5月に公布された道路運送法等の一部を改正する法律(平成18年法律第40号)が平成18年10月1日から施行されることとなるが、この改正は、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であると合意した場合に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客運送を可能とする登録制度を創設し、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ること等を目的とするものである。

本目的を踏まえ、福祉有償運送の登録に関する処理方針を別添のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本通達の発出に伴い、「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」(平成16年3月16日付け国自旅第240号)は廃止するものとする。

福祉有償運送の申請に対する処理方針

以下の方針の定めるところにより行うものとする。

- 1. 福祉有償運送について (略)
- 2. 登録の申請 (略)
- 3. 輸送の安全及び旅客の利便の確保 (略)

登録を受けた運送者が講じなければならない輸送の安全及び旅客の利便の確保措置については、以下の点に留意することとする。

(1) 運転者の要件(略)

新

IΒ

- (2) 運行管理(略)
- (3) 安全な運転のための確認等及び乗務記録の実施
  - ① 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする 運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。<u>運営協議会</u> において対面での確認が困難であると認められた場合には、地域の実情を 踏まえ、輸送の安全の確保の観点で適当と認められた方法により、必要な 確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。
  - ② 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする 運転者に対して行う確認、指示の記録は、参考様式第口号を参考として運 送者において書式を定め実施するものとする。
  - ③ 施行規則第51条の18第2項に定める運転者が乗務した場合の乗務 記録は、参考様式第ハ号を参考として運送者において書式を定め実施する ものとする。
- (4) 運転者台帳の整備~(11) その他の留意事項 (略)

(以下、略)

附則 (略)

附 則(令和元年9月5日国自旅第122号)

1. 本処理方針は、令和元年9月5日以降に申請を受け付けるものから適用する ものとする。

(別記1) (略)

(2) 運行管理(略)

- (3) 安全な運転のための確認等及び乗務記録の実施
  - ① 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする 運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。対面での確 認が困難である場合には、<u>電話</u>により必要な確認、指示を確実に実施でき る体制を整備し実施すること。
  - ② 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする 運転者に対して行う確認、指示の記録は、参考様式第口号を参考として運 送者において書式を定め実施するものとする。
  - ③ 施行規則第51条の18第2項に定める運転者が乗務した場合の乗務 記録は、参考様式第ハ号を参考として運送者において書式を定め実施する ものとする。
- (4) 運転者台帳の整備~(11) その他の留意事項 (略)

(以下、略)

附 則 (略)

(別記1) (略)